

# 市・県民税／国民健康保険料／介護保険料 申告相談を2月7日(月)～3月15日(火)に行います

## 感染症拡大防止へのご理解とご協力をお願いします

- 申告会場の受付で検温を行い、**体温が37.5度以上ある人、マスクを着用していない人**は入場をお断りすることがあります。
- 会場での滞在時間短縮のため、「**収支内訳書**」、「**医療費控除に関する明細書**」等は、事前に集計、作成をお願いします。
- 感染リスクを下げるため、**郵送での申告書提出**にご協力ください。(送付先は11頁参照)  
※連絡先の電話番号を必ず記入してください。  
※本人確認と所得、控除の資料の写しなどの添付漏れにご注意ください。

### 市・県民税の申告が必要な人

**収入がある人**

令和4年1月1日に市内に住んでいる人で

- 給与所得があり、給与所得以外の所得が20万円以下の人
- 公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得(個人年金等)が20万円以下の人
- 確定申告を要しない少額の配当、雑、一時所得等のある人(※公的年金を除く。)
- 医療費・社会保険料などの控除を受けようとする人

**収入がない人**

- 国民健康保険、介護保険などの被保険者で、税金上の扶養になっていない人
- 非課税証明などが必要な人

### 所得税の確定申告が必要な人

「青色申告、住宅借入金等特別控除、土地建物等や株式等の譲渡所得、繰越損失、令和2年分以前の確定申告」等がある人は、税務署で申告してください。(関連記事13頁)

- 事業所得(営業等・農業)、不動産所得がある人
- 土地や建物などの譲渡所得がある人
- 給与所得があり、次のいずれかに当てはまる人
  - 給与収入が2,000万円を超える人
  - 所得の合計(給与所得や退職所得を除く)が20万円を超える人
  - 2カ所以上から給与を受けている人
- 年金受給者で、次のいずれかに当てはまる人
  - 公的年金等の収入が400万円を超える人
  - 公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円を超える人

確定申告の際の注意点を尾道市HPに掲載しています。確定申告をされる人は、こちらのQRコードからアクセスしてご確認ください。



### 申告に必要なもの

- マイナンバーカードまたは、通知カードおよび運転免許証などの身分証明書
- 所得の計算に必要な書類
  - 給与や公的年金等の源泉徴収票(原本)
  - 営業等・農業・不動産所得がある人は収支内訳書・帳簿など ※収支内訳書は事前に作成しておいてください。
  - 個人年金、報酬、配当、一時金などの支払調書・通知書など
  - その他、所得の内訳を証明するもの
- 所得控除を受けるための書類
  - 各種保険料納付済通知書など(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険料納付証明書、任意継続保険料領収証など)
  - 生命保険・地震保険の控除証明書など
  - 寄附した団体から交付を受けた寄附金受領証など
  - 障害者控除を受ける人は障害者手帳など
  - 医療費控除を受ける人は医療費控除に関する明細書  
※事前に控除対象となる総額を計算し、保険金などで補填される額を除いた医療費控除額を計算しておいてください。  
※予防接種や健康診断、マスクの購入など、治療を目的としない費用は対象になりません。
  - 雑損控除を受ける人は罹災証明書、固定資産税明細書など必要書類
- 還付申告の場合、申告者名義の口座番号のわかるもの(預金通帳など)
- e-Taxを利用したことがある人は、利用者識別番号が確認できるもの(「確定申告のお知らせ」のはがきなど)

申告期間中、市民税課窓口では作成済の申告書の提出のみ受け付けます。相談は各申告相談会場で行ってください。

## 申告相談日程・会場

相談時間：[午前] 9:00～12:00(受付 9:00～11:30)  
[午後] 13:00～16:00(受付13:00～15:30)  
※表で指定のある場合を除く。

### ■尾道総合会場

会場	日程	対象地区	
尾道市役所本庁舎	2月	18日(金)	全地域対象 (他の日程・会場で都合の悪い人を含む)
		21日(月)	
		22日(火)	
		24日(木)	
		25日(金)	
	3月	28日(月)	
		1日(火)	
		2日(水)	
		3日(木)	
		4日(金)	

### ■北部会場

会場	日程	対象地区	
農村環境改善センター	2月	8日(火)	木ノ庄町・美ノ郷町・原田町 (三成・猪子迫を除く)
		9日(水)	
御調文化会館	3月	7日(月)	[午前] 仁野・平木・大塔・菅・大蔵 [午後] 白太・中原・大町・岩根・三郎丸
		8日(火)	[午前] 花尻・神 [午後] 貝ヶ原・平
		9日(水)	[午前] 本・高尾 [午後] 釜窪・江田・国守・徳永・今田
		10日(木)	[午前] 丸門田・野間 [午後] 丸河南・植野・津蟹・福井
		11日(金)	[午前] 大田・山岡・大原 [午後] 綾目・公文・千堂・大山田・下山田
	14日(月)	[午前] 市 [午後] 上記日程で都合の悪い人	
	15日(火)	上記日程で都合の悪い人	

### ■向島会場

会場	日程	対象地区	
サンボル尾道	2月	16日(水)	向東町
		17日(木)	
向島公民館 (市民センターもかいしほ)	3月	2日(水)	向島町・向東町
		3日(木)	
		4日(金)	
		7日(月)	
		8日(火)	
	9日(水)		
	10日(木)		
11日(金)			
向島公民館	2月	16日(水)	向東町
		17日(木)	
		15日(火)	

混雑の状況によっては、その日の相談に応じられない場合もあります。時間に余裕を持ってお越しください。  
※なるべく公共交通機関をご利用ください。



### ■東部会場

会場	日程	対象地区
百島支所	2月 10日(木)	百島町
浦崎支所	2月 14日(月)	浦崎町
	15日(火) 9:00～12:00	

### ■因島会場

会場	日程	対象地区	
中庄公民館	2月	7日(月) 9:00～16:30	因島中庄町 (西浦・蘇功・丸池・徳永・新開) 因島大浜町
		8日(火) 9:00～16:30	因島中庄町(釜寺・大山・室障・天権・山口・光水・仁黒鹿浜・青影) 因島鏡浦町・因島外浦町
三庄公民館	2月	9日(水)	因島三庄町(2・3・5・6・7区)
		10日(木)	因島三庄町(1・4・8・9区)・ 因島棕浦町
重井公民館	2月 15日(火) 9:00～16:30	因島重井町	
因島総合支所	3月	4日(金)	因島土生町(塩南・塩北・赤上・新生・中央・郷・箱崎)
		7日(月)	因島土生町(安郷・荒神・長上・長下・宇和部・平木・塩東・一江ノ内・二江ノ内)
		8日(火)	因島田熊町(港・本町・中央・須鼻・西浜・金山)
	9日(水)	因島田熊町(竹長・西・中・東)	
	10日(木)	因島全域	
	11日(金)		
	14日(月)		
15日(火)			

### ■生口島会場

会場	日程	対象地区	
東生口公民館	2月 14日(月) 9:00～15:30	因島原町・因島洲江町 御寺・宮原・荻・田高根	
瀬戸田市民会館	2月	17日(木)	生口島全域
		18日(金)	
		22日(火)	
	3月	24日(木)	
		25日(金) 9:00～12:00	
		2日(水)	
3日(木) 9:00～12:00			

☎722-8501 久保一丁目15-1  
市民税課(☎0848-38-9154)  
〒722-2392 因島土生町7-4  
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)